小笠原諸島振興開発事業のスキーム

国土交通省

小笠原諸島振興開発特別措置法

昭和44年12月8日法律第79号※1
改正：平成21年3月31日法律第8号※2
（平成25年度まで特別措置法を延長）

※１　制定時から、政府提案で約５年ごとに期限を延長）
所管大臣：国土交通大臣
※２　「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律」として、改正。

小笠原諸島振興開発基本方針　（法第3条）

平成21年6月16日告示

小笠原諸島振興開発計画（平成21年度～25年度）　（法第4条）

平成21年12月22日公告［東京都］

国庫補助率の嵩上げ

法第６条（政令で定める事業）
・産業基盤施設等整備
（港湾、漁港）
・生活基盤施設等整備
（道路、簡易水道、教育施設）

各種事業の実施（６条関係以外の事業）

法第７条（国交大臣が当該事業の主務大臣と協議して指定する事業）
・産業基盤施設等整備
（農業試験地、水産センター、自然公園　等）
・生活基盤施設等整備
（住宅、地域し尿処理施設、砂防、地すべり　等）
・小笠原諸島振興開発費補助金（病害虫等防除対策、診療所運営等）

法第20条 (予算の見積り等の事務)
振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び執行に関する国の事務は、国土交通省において掌理する。〔一括計上、直接執行〕

※全額行政部費

小笠原諸島振興開発事業費補助金交付要綱